

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	三木市福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県三木市長

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 三木市福祉医療費助成条例及び三木市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、子ども、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1)福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2)福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (3)Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る資格連携事務 ・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、受給資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る受給資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に福祉医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、受給資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	①医療費助成事務支援システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
①宛名特定個人情報ファイル ②福祉医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第2項、第19条第6号 ②三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:kikakuseisaku@city.miki.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号673-0492 三木市役所 市民生活部 保険年金課 後期高齢者・福祉医療係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-2095 E-mail:hokennenkin@city.miki.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムにログインするためにはパスワードの入力と顔認証を行う必要があることに加え、担当業務以外の情報照会には行えないように権限管理されている。また、離席する際はシステムからログアウトするなど、担当者以外が使用できないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	
令和4年4月1日	7 請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-82-9755 E-mail: somu@city.miki.lg.jp	三郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-82-9755 E-mail: kikakuseisaku@city.miki.lg.jp	事後	
令和6年3月1日	I-1 ②事務の概要	1. 事務の概要 三木市福祉医療費助成条例及び三木市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2) 福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務	1. 事務の概要 三木市福祉医療費助成条例及び三木市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、子ども、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2) 福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務	事後	
令和6年3月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第9号	事後	
令和6年7月26日	I-1 ②事務の概要	1. 事務の概要 三木市福祉医療費助成条例及び三木市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、子ども、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2) 福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務	1. 事務の概要 三木市福祉医療費助成条例及び三木市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、子ども、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2) 福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (3) Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る資格連携事務 ・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、受給資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る受給資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に福祉医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、受給資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年7月26日	I-1 ③システムの名称	①医療費助成事務支援システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	①医療費助成事務支援システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年7月26日	I-3 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第2項 ②三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第2項、第19条第6号 ②三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1	事前	
令和6年7月26日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年7月26日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和7年1月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年1月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	新設	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新設	事後	
令和8年3月1日	I-5-①部署	健康福祉部 医療保険課	市民生活部 保険年金課	事後	
令和8年3月1日	I-5-②所属長の役職名	医療保険課長	保険年金課長	事後	
令和8年3月1日	I-8 連絡先	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 医療保険課 福祉医療係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-82-5500 E-mail: iryo@city.miki.lg.jp	郵便番号673-0492 三木市役所 市民生活部 保険年金課 後期高齢者・福祉医療係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-82-2095 E-mail: hokennenkin@city.miki.lg.jp	事後	